

水源涵養林外取得用地測量業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、盛岡市上下水道局が発注する「水源涵養林外取得用地測量業務委託」に適用する。

ただし、現地状況等の特殊な事情からこの仕様書により難しいとき又はこの仕様書に明示されていない事項については、発注者に報告の上、指示を受けるものとする。

2 配置予定技術者の要件

本業務を円滑かつ確実に履行するための条件として、受注者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者を満たす技術者を配置することとする。

3 業務内容

- (1) 当該業務は次の箇所の土地境界確認、測量及び図面等の作成を行う（いずれも、地籍調査未実施）。
 - ア 盛岡市上米内字畑井野 104-7（登記簿面積：71,157 平方メートル）
 - イ 盛岡市上米内字畑井野 104-9（登記簿面積：49,008 平方メートル）
 - ウ 盛岡市上米内字畑井野 109-2（登記簿面積： 459 平方メートル）
- (2) 用地測量に先だって、監督員の指示に従い事前に現地の調査を行うものとする。また、必要に応じて土地所有者に確認をすること。
- (3) 用地境界の立会日を関係地権者と連絡調整し通知すること（官公庁への通知は発注者が行う）。
 - ア 地権者への連絡では受託業者であることを伝えること。
 - イ 関係者への連絡等は丁寧に対応すること。
- (4) 測量完了後、用地測量原図に隣接地権者を含む関係者から署名押印を受け、原図を完成させること。
 - ア 地権者への連絡では受託業者であることを話すこと。
 - イ 関係地権者に対し、隣接用地との関係を説明し完成図面の理解を得ること。
 - ウ 必要に応じて、測量方法及び面積計算方法を地権者に説明し理解を得ること。
 - エ 原図への署名はボールペンで依頼し、押印は印影がくずれないように処理すること。
 - オ 署名押印が完成した後、図面の写しを後日持参あるいは郵送等で各地権者に配布する旨を伝えること。
- (5) 森林簿や現地状況等を調査し、植生界や植生種について報告をすること。

4 測量方法

- (1) 使用器材
測量に用いる器材は、表-1 に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものとする。
- (2) 公差及び測定方法
測量公差及び測定方法は、表-2 とする。
- (3) 測量杭
 - ア 測量に使用する杭の材質はプラスチック製とする。
 - イ 測量杭は、移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとする。
 - ウ 測量杭には測点番号が分かるように設置し、近くの枝に測点番号付きの標識テープ等巻くこととする。
 - エ 測量杭の移動、紛失を防ぐため適宜保護し、必要のある場合は、発注者の指示により引照点を設ける等の処置を講ずる。
 - オ 測量杭の設置箇所は筆界及び植生界の境界線上の屈曲点とするが、直線箇所については、おおむね延長 20 メートルを超えない範囲とする。

5 測量野帳等

測量の結果は、測量野帳等に記入し、1 件ごとに整理し、保存するものとする。

6 土地への立ち入り

- (1) 土地への立ち入り当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
- (2) 身分証明書は、関係地権者、その他関係者等から請求があったときは、これを掲示するものとする。
- (3) 立入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く。）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

7 成果品の提出

- (1) 用地測量平面図(原図、写し各 1 部)

縮尺は、1000 分の 1 及び 5000 分の 1 とする(面積の都合上図面が分割になる場合には協議すること)。1000 分の 1 の図面には、当該地番及び隣接地番それぞれの地権者名と境界標設置箇所（測点番号を含む。）を明示し、関係者承認欄(住所、氏名、印)を設け、業務内容(4)により関係者の署名押印を受けていること。

- (2) 測量野帳（又はトラバース計算書）
- (3) 植生界、植生種の報告資料
- (4) 筆界及び植生界の境界線の Shape ファイル
- (5) 連絡調整記録簿

記載事項は連絡日時、連絡内容(立会依頼又は署名押印依頼の別)、相手方氏名及び電話番号、連絡者を記入したもので、様式は任意とする。

- (6) その他発注者の指示により測量成果に関わるもの

8 遵守事項

- (1) 受注者は、林野火災その他の災害防止について、万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 受注者は、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、業務実施のため、植物の伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ発注者に報告するものとする。
- (4) 作業中にトラブル等が生じたときは、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

表-1

区分	器材の名称	測定区分	性能
簡易な測量	ポケットコンパス	水平角 鉛直角	・磁針の長さは7センチメートルを標準とし、望遠鏡付きであること。 ・水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が1度以内であること。
	メートル縄	距離	・目盛のある部分の長さが100メートル以内であること。 ・目盛は10センチメートル以内であること。
	ポール	距離	長さは2～3メートル、目盛20センチメートルを標準とする。

※同等以上の性能であれば、コンパス内蔵レーザ距離計による測量も可とする。

表-2

種 別	区 分	測量公差及び測定方法
水平角又は磁針方位	測定方法	前視又は後視 1回以上
	最小読定値	1度以内
鉛直角（高低角）	測定方法	前視又は後視 1回以上
	最小読定値	1度以内
距離	測定方法	1回以上
	最小読定値	10センチメートル
公差	閉合誤差	図上距離の総和の100分の1以内